

事務総局会議（第21回）議事録	
日時	平成28年7月5日（火）午前10時00分～午前10時30分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長，中村総務局長，堀田人事局長，笠井経理局長，平田民事局長兼行政局長，平木刑事局長，村田家庭局長，氏本秘書課長兼広報課長，安東情報政策課長，門田審議官
議事	1 平成28年度外国出張計画について 氏本秘書課長説明（別紙第1） 2 新裁判官の配置について 中村総務局長説明（別紙第2）
結果	◎ 裁判官会議付議 2 ◎ 了承 1
秘書課長 氏本 厚	

(別紙第 1)

事務総局会議資料
(7 月 5 日開催)

(平成 28. 7. 5 秘書渉外二印)

平成 2 8 年度外国出張計画

出張

国際会議

アジア太平洋法律協会 (ローエイシア) 総会 (スリランカ, 約 1 週間)

【秘書課】

裁判官 1 人 (追加)

(別紙第 2)

事務総局会議資料
(7 月 5 日開催)

【事務総局会議配布資料】

裁判官の配置

(下線部分 変更箇所)

第一小法廷

裁 判 官	櫻	井	龍	子
裁 判 官	池	上	政	幸
裁 判 官	大	谷	直	人
裁 判 官	小	池		裕
裁 判 官	木	澤	克	之

第二小法廷

裁 判 官	寺	田	逸	郎
裁 判 官	千	葉	勝	美
裁 判 官	小	貫	芳	信
裁 判 官	鬼	丸	か お る	
裁 判 官	山	本	庸	幸

第三小法廷

裁 判 官	岡	部	喜 代 子	
裁 判 官	大	谷	剛	彦
裁 判 官	大	橋	正	春
裁 判 官	木	内	道	祥
裁 判 官	山	崎	敏	充

事務総局会議（第22回）議事録	
日時	平成28年7月12日（火）午後3時00分～午後3時31分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長，中村総務局長，堀田人事局長，笠井経理局長，平田民事局長兼行政局長，平木刑事局長，村田家庭局長，澤村秘書課参事官，安東情報政策課長，門田審議官
議事	1 平成28年5月における裁判官の視察結果報告に対する説明について 澤村秘書課参事官説明（別紙第1） 2 ハンセン病を理由とする開廷場所指定に関する調査委員会の廃止について 中村総務局長説明（別紙第2） 3 管財人等協議会の開催について 平田民事局長説明（別紙第3） 4 民事執行事件及び倒産事件担当者等協議会の開催について 平田民事局長説明（別紙第4）
結果	◎ 裁判官会議付議 1 ◎ 了承 2, 3, 4
事務総長 今崎 幸彦	

(平成 28・7・13)

事務総局説明事項

- 1 刑事の高裁裁判官と地裁裁判官のコミュニケーション，協議の状況について【刑事局】
- 2 簡裁民事のスキルアップへの地裁の貢献について【民事局】
- 3 調停委員の任用の状況，スキルアップの支援について【民事局，家庭局】
- 4 新任判事補の配置と育成について【人事局】

(別紙第 2)

事務総局会議資料
(7 月 12 日開催)

事務総局会議配布資料

(平成 28. 7. 12 総務局)

ハンセン病を理由とする開廷場所指定に関する調査委員会の廃止について

総務局内に設置されているハンセン病を理由とする開廷場所指定に関する調査委員会を廃止することとしたい。

(別紙第 3)

事務総局会議資料

(7 月 12 日開催)

(平成 2 8 . 7 . 1 2 民三印)

管財人等協議会の開催について

- 1 主催 各地方裁判所
- 2 期日 平成 2 8 年 9 月から平成 2 9 年 3 月までの間の 1 日
- 3 場所 各地方裁判所
- 4 協議事項 倒産事件の管財事務等の処理に関し考慮すべき事項
- 5 協議員 破産事件の破産管財人，民事再生事件の監督委員，管財人及び個人
再生委員並びに会社更生事件の管財人等
各地方裁判所の定める人数
- 6 参列員 各地方裁判所の倒産事件担当の裁判官及び裁判所書記官
各地方裁判所の定める人数

(別紙第 4)

事務総局会議資料
(7 月 12 日開催)

(平成 28. 7. 12 民三印)

民事執行事件及び倒産事件担当者等協議会の開催について

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成 28 年 11 月 17 日 (木)
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 民事執行事件関係
 - ア 民事執行法改正に向けた動きについて
 - イ その他(2) 倒産事件関係
 - 倒産手続の透明性・公平性を高める方策について
- 5 出席者 (1) 東京, 横浜, さいたま, 千葉, 大阪, 京都, 神戸, 名古屋, 広島, 福岡, 仙台, 札幌及び高松の各地方裁判所において, 民事執行事件及び倒産事件を担当する本庁の裁判官 1 人 (民事執行事件と倒産事件を担当している部が異なる場合には, 2 人とすることもできる。)
(2) (1)の各地方裁判所の民事首席書記官又は民事次席書記官のいずれか 1 人

合計 28 人

事務総局会議（第23回）議事録	
日時	平成28年7月19日（火）午後2時00分～午後2時15分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長，清藤総務局第一課長，堀田人事局長，笠井経理局長，平田民事局長兼行政局長，平木刑事局長，村田家庭局長，澤村秘書課参事官，安東情報政策課長，門田審議官
議事	1 行政不服審査法に基づく審査請求書の受付等に関する事務処理要領について 清藤総務局第一課長説明（別紙第1） 2 人事事務打合せ（高裁人事課長）の開催について 堀田人事局長説明（別紙第2） 3 経理関係等事務打合せ（高裁事務局次長）の開催について 笠井経理局長説明（別紙第3） 4 経理事務打合せ（高裁会計課長）の開催について 笠井経理局長説明（別紙第4）
結果	◎ 了承 1, 2, 3, 4
事務総長 今崎 幸彦	

行政不服審査法に基づく審査請求書の受付等に関する事務処理要領 (案)

平成 28 年●月●日

第 1 主管局課の決定

裁判所に対する不服、不満、批判ないし非難を述べる趣旨が記載されている投書があった場合の主管局課の決定は、「裁判所法第 8 2 条に基づき裁判所の事務の取扱方法に対して最高裁判所に申出がなされた不服の処理要領」(以下「裁判所法 8 2 条の処理要領」という。)第 1 を適用する。

第 2 主管局課 (総務局を除く。)による処理

1 主管局課が、行政不服審査法 (以下「法」という。)に基づく審査請求として総務局に送付するかどうかの判断基準

- (1) 投書に、法に基づく審査請求である旨の記載がある場合には、記載内容のいかんにかかわらず、当該投書を法に基づく審査請求として総務局に引き継ぐ。
- (2) 投書に、法に基づく審査請求である旨の記載がない場合であっても、以下のア及びイのとおり、実質的にみて、記載内容が、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為 (以下単に「処分」という。)に対する不服、又は法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者が当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作为 (法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいう。以下同じ。)がある場合に申し立てた不服 (以下、上記各不服を併せて「行政庁の処分等に対する不服」という。)に当たるものであれば、当該投書を、法に基づく審査請求として総務局に引き継ぐ。行政庁の処分等に対する不服に該当するかどうかは、請求人の主張内容自体から判断し、関連資料に照らせば請求人の主張する事実関係がおおよそ認められない場合であっても、請求人の主張が行政庁の処分等に対する不服に該当する以上は、法に基づく審査請求として取り扱う。

なお、投書の記載内容が法に基づく審査請求に当たるかどうかについて疑義がある場合には、当該投書を総務局に引き継ぐものとする。

ア 「不服」に該当するためには、不服の対象となる処分又は不作為が具体的に特定して記載されていること、これに対して審査を求める意思が明らかになっていることが必要であると解される。したがって、趣旨が不明確なもの、単に希望や要望を述べるにすぎないもの、人格攻撃をするにすぎないもの等は、これに当たらない。また、裁判所法第82条に基づく不服の申出である旨の記載があるなど、法に基づく審査請求を求める意思に基づくものでないと解される事情が認められる場合も同様である。

イ 「処分」とは、司法行政事務に関するものでなければならず、その例は、別表のとおりである（なお、これらに限られるものではない。）。

2 上記1の(1)及び(2)のいずれにも該当しない場合の主管局課による処理については、裁判所法82条の処理要領第2及び第3の2による。

第3 総務局による処理

1 上記第2の1により投書の引継ぎを受け又は上記第1により投書の主管局課となった総務局が、上記第2の1の基準を踏まえ、当該投書を法に基づく審査請求に当たると判断した場合は、当該投書の原本を文書管理システムに受理登録する。

2 上記1のとおり投書の引継ぎを受けた総務局が、当該投書を法に基づく審査請求に当たらないと判断した場合は、主管局課（総務局を除く。）に再度引き継ぐ。この場合の主管局課による処理及び上記第1により投書の主管局課となった総務局が、当該投書を法に基づく審査請求に当たらないと判断した場合の総務局による処理は、裁判所法82条の処理要領第2及び第3の2による。

第4 文書管理の方法

- 1 秘書課は、投書を受理した時点では、投書の原本につき、文書管理システムへの登録を行わない。
- 2 主管局課は、第2の1の(1)又は同(2)により投書を総務局に引き継ぐ場合には、投書の原本につき、文書管理システムへの登録を行わない。

付記

本事務処理要領の実施後、6か月を経過した時点において、本処理要領に基づく運用の過程で事務負担等の問題が発生していないかどうかを確認し、問題が発生している場合にはこれに対する対処法につき検討することとする。

別表 行政不服審査法の対象となる司法行政処分(公平審査手続に関する特例が適用されるものを除く)

局課等	処分該当事項
人事局	・裁判官の育児休業の不承認, 承認の取消し(裁判官育児休業法2条, 5条2項)
	・裁判官の配偶者同行休業の不承認, 承認の取消し(裁判官配偶者同行休業法3条, 6条2項)
	・裁判官の兼職不許可(裁判所法52条2号)
	・司法修習生の不採用決定(裁判所法66条)
	・職員の裁判所職員再就職等監視委員会(再就職等監察官)に対する在職中の求職の規制に係る例外承認についての不服申立て(国公法106条の3第5項, 同条3項(再就職等監察官につき同条4項), 同条2項4号)
	・再就職者の裁判所職員再就職等監視委員会(再就職等監察官)に対する在職していた府省等の役職員等への職務上の行為等の依頼の規制に係る例外承認についての不服申立て(国公法106条の4第8項, 同条6項(再就職等監察官につき同条7項), 同条5項6号)
	・退職手当の支給制限処分, 支払差止処分, 支払差止処分の取消しの棄却処分, 返納命令処分, 納付命令処分(国家公務員退職手当法12条から17条まで)
	・職員団体の登録(国公法108条の3, 人規17-1)
	・職員団体に対する法人格の付与(法人格法3条, 法人格認証規則)
経理局	・国有財産の使用許可(国有財産法18条6項, 19条)
	・児童手当の支給に関する処分(児童手当法7条, 8条, 14条, 17条)
	・司法修習生への資金貸与決定(裁判所法67条の2第1項)
民事局	・司法委員となるべき者の選任取消し(司法委員規則5条)
	・鑑定委員となるべき者の選任取消し(鑑定委員規則3条)
	・執行官に対する国庫補助金の支給(裁判所法62条, 執行官法21条, 執行官国庫補助基準額令)
刑事局	・精神保健審判員として任命すべき者の選任取消し(医療観察規則3条)
	・精神保健参与員として指定すべき者の選任取消し(医療観察規則12条)
家庭局	・参与員となるべき者の選任取消し(参与員規則4条)

(別紙第 2)

事務総局会議資料

(7 月 19 日開催)

(平成 28. 7. 19 人総印)

人事事務打合せ（高裁人事課長）の開催

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成 28 年 10 月 12 日（水）及び 13 日（木）
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 任用関係
 - ア 任用上の諸問題について
 - イ その他(2) 給与関係
 - ア 給与上の諸問題について
 - イ その他(3) その他
- 5 出席者 各高等裁判所事務局の人事課長及び人事課企画官又は人事課課長補佐のうちいずれか 1 人

合計 16 人

(別紙第 3)

事務総局会議資料
(7 月 19 日開催)

(平成 28. 7. 19 経監印)

経理関係等事務打合せ（高裁事務局次長）の開催について

- 1 主 催 最高裁判所
- 2 期 日 平成 28 年 9 月 7 日（水）及び 8 日（木）
- 3 場 所 最高裁判所
- 4 協議事項 経理行政等事務全般の連絡協議
- 5 出席者 各高等裁判所事務局次長 8 人

(別紙第 4)

事務総局会議資料
(7 月 19 日開催)

(平成 28. 7. 19 経監印)

経理事務打合せ (高裁会計課長) の開催について

- 1 主 催 最高裁判所
- 2 期 日 平成 28 年 10 月 12 日 (水) 及び 13 日 (木)
- 3 場 所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 平成 28 年度予算の執行状況について
(2) その他経理行政事務全般の連絡協議
- 5 出席者 各高等裁判所事務局の会計課長及び会計課企画官又は会計課課長
補佐のうちいずれか 1 人

合計 16 人

事務総局会議（第24回）議事録

日時	平成28年8月2日（火）午前11時00分～午前11時15分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長，中村総務局長，堀田人事局長，笠井経理局長，平田民事局長兼行政局長，平木刑事局長，村田家庭局長，澤村秘書課参事官，安東情報政策課長，門田審議官，小泉司法研修所長，白井裁判所職員総合研修所長，榎本経理局主計課長
議事	平成29年度裁判所所管予算について 笠井経理局長説明（別紙）
結果	◎ 説明
事務総長 今崎 幸彦	

平成28年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について

要望（要望基礎額の30%）

新しい日本のための
優先課題推進枠
(要求とともに要望を行い、
予算編成過程において検討)

「公的サービスの産業化」、
「インセンティブ改革」、
「公共サービスのイノベー
ション」を中期的に進めてい
くことを含む骨太の方針、日
本再興戦略等を踏まえた諸課
題について要望。

「経済・財政再生計画」に
おける一般歳出の水準の目
安を踏まえ措置

+

高齡化等に伴う増加額
0.67兆円

▲10%

見直し⇒要望基礎額

要望基礎額

裁量的経費

義務的経費

年金・医療等

地方交付税
交付金等

さらに、聖域を設けることなく施策・制度の抜本的見直し

15.5兆円

30.2兆円

14.7兆円

12.5兆円

27年度
予算額
72.9兆円

- ※1 地方交付税交付金等については「経済・財政再生計画」との整合性に留意しつつ要求。義務的経費については、参議院議員通常選挙に必要な経費の増等の特殊要因について加減算。東日本大震災復興特別会計への繰入は、「平成28年度以降5年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について」に従って所要額を要求。
- ※2 消費税率引上げと併せ行う充実等その他社会保障・税一体改革と一体的な経費については、社会保障改革プログラム法28条に規定する消費税・地方消費税の収入及び社会保障の給付の重点化・制度の効率化の動向等を踏まえ、予算編成過程で検討。

事務総局会議（第25回）議事録	
日時	平成28年8月23日（火）午前11時00分～午前11時25分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長，中村総務局長，堀田人事局長，笠井経理局長，平田民事局長兼行政局長，平木刑事局長，村田家庭局長，氏本秘書課長兼広報課長，安東情報政策課長，門田審議官，小泉司法研修所長，白井裁判所職員総合研修所長，榎本経理局主計課長
議事	1 平成28年度裁判所所管補正予算（第2号）について 笠井経理局長説明（別紙第1） 2 平成29年度裁判所所管予算について 笠井経理局長説明（別紙第2） 3 新裁判官の配置について 中村総務局長説明（別紙第3）
結果	◎ 裁判官会議付議 1, 2, 3
秘書課長 氏 本 厚 	

(別紙第 1)

事務総局会議資料
(8 月 23 日開催)

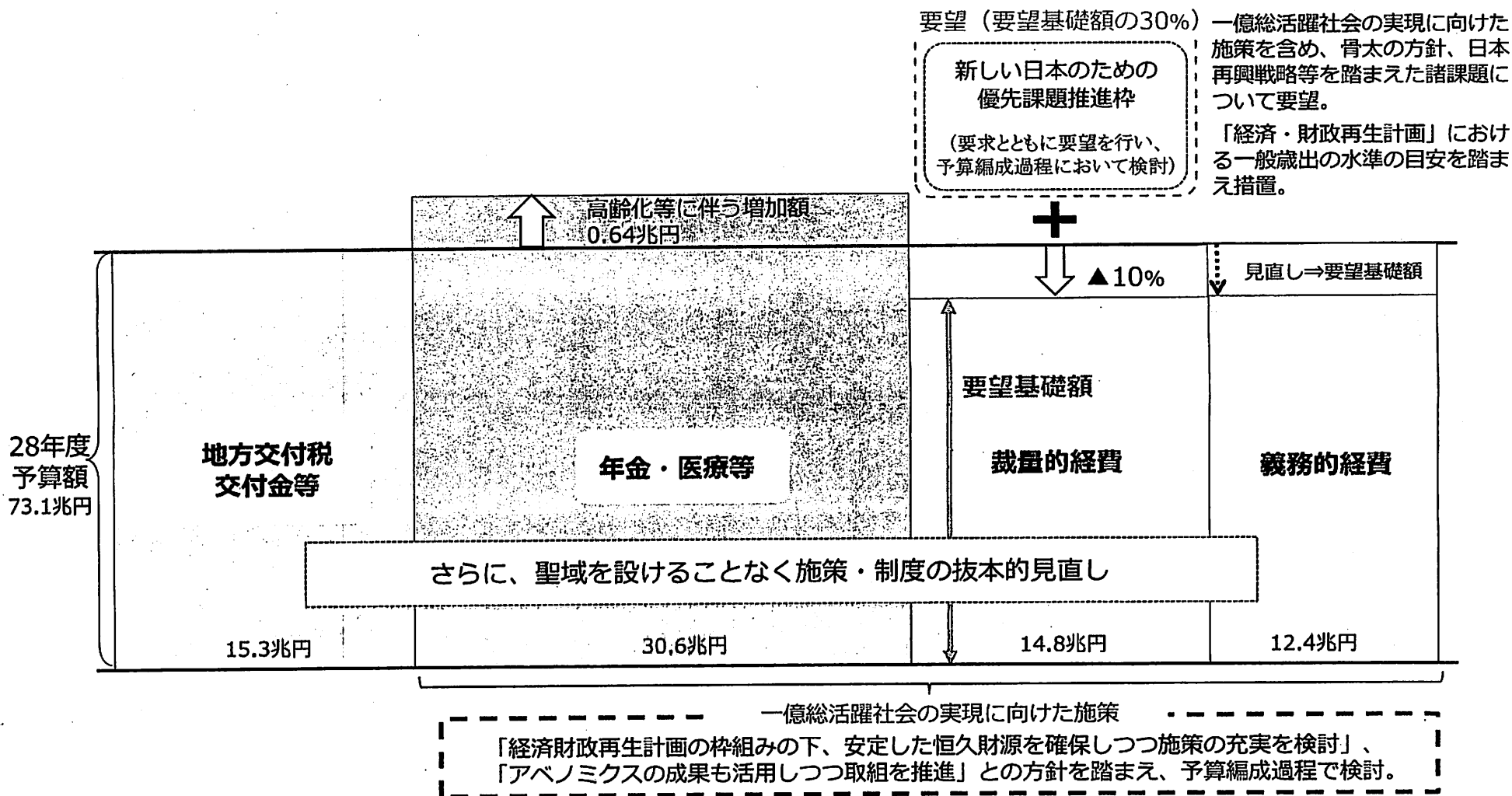
資料

平成 2 8 年度裁判所所管補正予算 (第 2 号) について

(単位:千円)

区 分	金 額	備 考
当初予算額	315, 300, 114	
補正要求額	4, 498, 622	
修正追加額	4, 498, 622	裁判所施設費 4, 498, 622 (裁判所施設の防災・減災・老朽化対策) ・裁判所施設の耐震化 (大分) 豊後高田簡易裁判所 ほか 1 7 施設 ・非常用設備の更新 (裁判所施設の身柄逃走防止対策) (札幌) 静内簡易裁判所 ほか 7 庁 (裁判所施設の熊本地震からの復旧) 熊本家庭裁判所 ほか 2 庁
2 次補正後予算額	319, 798, 736	

平成29年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について



- ※1 地方交付税交付金等については「経済・財政再生計画」との整合性に留意しつつ要求。義務的経費については、平成28年度の参議院議員通常選挙に必要な経費の減等の特殊要因について加減算。東日本大震災復興特別会計への繰入は、「平成28年度以降5年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について」に従って所要額を要求。
- ※2 消費税率引上げと併せ行う充実等その他社会保障・税一体改革と一体的な経費については、社会保障改革プログラム法28条に規定する消費税・地方消費税の収入及び社会保障の給付の重点化・制度の効率化の動向等を踏まえ、予算編成過程で検討。

平成 29 年度 概 算 要 求 (案) の 概 要

(単位:百万円)				
区 分	平成28年度 予算額	平成29年度 要求・要望額	比較増△減額	増△減率
裁判所所管	315,300	322,221	6,921	2.2%

※要求・要望額には「新しい日本のための優先課題推進枠」7,045百万円を含む

1. 主要経費(裁判事務処理態勢の充実)

(単位:百万円)

○ 民事事件関係経費	3,182 (前年比 △470)
◇ 民事調停, 労働審判, 専門委員関連経費など	
○ 刑事事件関係経費	4,523 (前年比 +209)
◇ 裁判員裁判, 心神喪失者等医療観察事件関連経費など	
○ 家庭事件関係経費	6,463 (前年比 +72)
◇ 家事調停関連経費など	
○ 事件共通関係経費	15,576 (前年比 +894)
◇ 各種事件処理に共通する諸経費	

2. 裁判所施設の整備

○ 裁判所施設の耐震化等	18,463 (前年比 +3,858)
--------------	-----------------------

3. その他の機構維持等に必要経費

○ 職員人件費	258,218 (前年比 +1,846)
○ 司法修習生関係経費	5,502 (前年比 +26)
○ その他の機構維持等経費	10,295 (前年比 +485)

4. 人的機構の充実

○ 増員	99人
------	-----

判 事	50人
書 記 官	30人
事 務 官	19人

※判事補から判事への振替23人, 速記官から書記官への振替5人を含む

○ 定員合理化	71人
---------	-----

平成29年度概算要求施設主要案件

1 裁判所施設の耐震化

(1) 建替えによる耐震化

(新規分) 2庁

地家裁支部

(名古屋) 半田 (32)

(熊本) 玉名 (32)

(継続分) 4庁

本庁

福岡 高地家裁 (30)

地家裁支部

(岐阜) 大垣 (29)

(高松) 丸亀 (30)

簡裁

(新潟) 十日町 (29)

(2) 改修による耐震化

(新規分) 2庁

地家裁支部

(長崎) 厳原 (29)

研修所

総研 大阪分室 (29)

(継続分) 4庁

本庁

最高裁 (32)

簡裁

大阪 高地裁

(大津) 甲賀 (29)

公邸

最高裁判所長官公邸 (29)

2 庁舎新営

(継続分) 1庁

本庁

(東京) 中目黒分室(仮称) (32)

3 庁舎増築

(継続分) 1庁

簡裁

(千葉) 市川 (29)

※ 四角囲みは新しい日本のための優先課題推進枠を示す

(別紙第 3)

事務総局会議資料
(8 月 23 日開催)

裁判官の配置

(下線部分 変更箇所)

第一小法廷

裁 判 官	櫻	井	龍	子
裁 判 官	池	上	政	幸
裁 判 官	大	谷	直	人
裁 判 官	小	池		裕
裁 判 官	木	澤	克	之

第二小法廷

裁 判 官	寺	田	逸	郎
裁 判 官	小	貫	芳	信
裁 判 官	鬼	丸	か	おる
裁 判 官	山	本	庸	幸
裁 判 官	菅	野	博	之

第三小法廷

裁 判 官	岡	部	喜代子
裁 判 官	大	谷	剛彦
裁 判 官	大	橋	正春
裁 判 官	木	内	道祥
裁 判 官	山	崎	敏充

事務総局会議（第26回）議事録	
日時	平成28年9月6日（火）午前10時00分～午前11時46分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長，中村総務局長，堀田人事局長，笠井経理局長，平田民事局長兼行政局長，平木刑事局長，村田家庭局長，氏本秘書課長兼広報課長，安東情報政策課長，門田審議官
議事	1 平成28年度外国出張計画（変更）について 氏本秘書課長説明（別紙第1） 2 高等裁判所事務局長事務打合わせの開催について 中村総務局長説明（別紙第2） 3 平成28年秋の藍綬褒章受章者の内定について 堀田人事局長説明（別紙第3） 4 簡易裁判所民事事件担当裁判官等協議会の開催について 平田民事局長説明（別紙第4） 5 民事事件担当裁判官協議会の開催について 平田民事局長説明（別紙第5） 6 性犯罪の罰則の改正について 平木刑事局長説明（別紙第6） 7 少年審判規則の一部を改正する規則について 村田家庭局長説明（別紙第7）
結果	◎ 裁判官会議付議 3, 6, 7 ◎ 了承 1, 2, 4, 5
秘書課長 氏 本 厚	

(別紙第 1)

事務総局会議資料
(9 月 6 日開催)

(平成 28. 9. 6 秘書渉外二印)

平成 2 8 年度外国出張計画 (変更)

出張

1 裁判官司法事情研究

(変更前)

少年法制 (若年者刑事法制を含む) 及びその運用に関する実情調査 (ドイツ, オランダ, 約 2 週間) 【刑事局, 家庭局】

裁判官 2 名

(変更後)

少年法制 (若年者刑事法制を含む) 及びその運用に関する実情調査並びに国際少年家庭裁判所裁判官協会評議会及び総務委員会出席 (ドイツ, オランダ及びイギリス約 2 週間) 【家庭局】

裁判官 1 名

※裁判官 1 名 (刑事局) については変更なし

2 一般職司法事情研究

(変更前)

少年法制 (若年者刑事法制を含む) 及びその運用に関する実情調査 (ドイツ, オランダ, 約 2 週間) 【家庭局】

一般職 1 名

(変更後)

少年法制 (若年者刑事法制を含む) 及びその運用に関する実情調査並びに国際少年家庭裁判所裁判官協会評議会及び総務委員会出席 (ドイツ, オランダ及びイギリス約 2 週間) 【家庭局】

一般職 1 名

(別紙第 2)

事務総局会議資料
(9 月 6 日開催)

事務総局会議配布資料

高等裁判所事務局長事務打合せ開催要領 (案)

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成 2 8 年 1 0 月 7 日 (金)
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 当面の司法行政上の諸問題について
- 5 出席者 高等裁判所事務局長 8 人
- 6 日程

時間 日 (曜日)	10 : 00 ~ 12 : 15	12 : 15 ~ 13 : 00	13 : 00 ~ 17 : 00	協議終了後
7 日 (金)	事務総長挨拶 協議	昼食 休憩	協議	懇談会

(別紙第 3)

事務総局会議資料
(9 月 6 日開催)

平成28年秋の藍綬褒章受章者名簿(内定)

所 属 庁	功労業務	氏 名
-------	------	-----

調停委員

岐阜家・地裁調停委員	調停委員	愛知 三智恵
金沢家裁調停委員	調停委員	石川 誠子
元大分家裁調停委員	調停委員	石黒 篤子
秋田地・家裁調停委員	調停委員	伊藤 文雄
千葉家・地裁調停委員	調停委員	伊藤 待子
前橋家・地裁調停委員	調停委員	伊藤 麻利子
前橋家・地裁調停委員	調停委員	梅枝 紀子
元鹿児島家・地裁調停委員	調停委員	大平 ヒロ子
仙台地裁調停委員	調停委員	尾形 聖護
東京家裁調停委員	調停委員	岡部 直美
名古屋家裁調停委員	調停委員	小川 文子
京都地・家裁調停委員	調停委員	沖 泰隆
仙台地・家裁調停委員	調停委員	角田 憲雄
岡山地・家裁調停委員	調停委員	片岡 良仁
横浜家裁調停委員	調停委員	加藤 恵子
京都家裁調停委員	調停委員	上茶谷 英治
さいたま家裁調停委員	調停委員	紀伊 美枝子
福井地・家裁調停委員	調停委員	木下 豊
奈良家・地裁調停委員	調停委員	楠田 多幸子
秋田家・地裁調停委員	調停委員	工藤 吏子
元金沢地・家裁調停委員	調停委員	小室 直人
名古屋家裁調停委員	調停委員	小山 章仁
千葉家裁調停委員	調停委員	古山 和子

平成28年秋の藍綬褒章受章者名簿(内定)

所 属 庁	功 労 業 務	氏 名
富山地裁調停委員	調停委員	近藤 政司
静岡家裁調停委員	調停委員	志田 江美子
福島家・地裁調停委員	調停委員	島影 恵美子
大阪地裁調停委員	調停委員	高岡 澄子
仙台地裁調停委員	調停委員	高橋 壽枝
福島家・地裁調停委員	調停委員	圓谷 ミツ子
名古屋家裁調停委員	調停委員	長尾 昌彦
さいたま家裁調停委員	調停委員	奈良 淳子
静岡家裁調停委員	調停委員	西村 予史男
元福岡家裁調停委員	調停委員	丹生 美津子
大阪家裁調停委員	調停委員	野木 美保
千葉家裁調停委員	調停委員	橋本 千恵子
さいたま家裁調停委員	調停委員	畑 玲子
横浜家裁調停委員	調停委員	檜佐 美和子
元釧路地・家裁調停委員	調停委員	平山 達雄
神戸家裁調停委員	調停委員	藤本 博子
元鹿児島家・地裁調停委員	調停委員	二見 篤子
元静岡家・地裁調停委員	調停委員	松浦 正美
津地・家裁調停委員	調停委員	水元 正
長野家・地裁調停委員	調停委員	宮原 嬉子
金沢家・地裁調停委員	調停委員	山下 行子
奈良地・家裁調停委員	調停委員	山田 宜子

計 45名

(別紙第 4)

事務総局会議資料
(9月 6 日開催)

(平成 2 8 . 9 . 6 民二印)

簡易裁判所民事事件担当裁判官等協議会の開催について

- 1 主催 (1) 東京, 仙台各高等裁判所
(2) 大阪, 高松各高等裁判所
(3) 名古屋, 札幌各高等裁判所
(4) 広島, 福岡各高等裁判所
- 2 期日 平成 2 8 年 1 2 月から平成 2 9 年 2 月までの間の連続する 2 日
うち 1 日目 (4 の(1)のみ) は別途通達する民事事件担当裁判官協議会と合同開催とする。
- 3 場所 1 の(1)については, 東京高等裁判所
1 の(2)については, 大阪高等裁判所
1 の(3)については, 名古屋高等裁判所
1 の(4)については, 広島高等裁判所
- 4 協議事項 (1) 民事裁判の紛争解決機能を全体として高めるための地方裁判所と簡易裁判所の役割分担と連携の在り方
(2) 交通損害賠償訴訟事件を適正かつ迅速に処理するために, 訴訟運営上考慮し, 庁として取り組むべき事項
(3) 民事調停の利点を活かし, 利用者のニーズに応える調停運営及びそれを実現する上で庁として取り組むべき事項
- 5 出席者 (1) 各地方裁判所の所在地にある簡易裁判所の民事事件担当裁判官 1 人 (できるだけ民事訴訟事件及び調停事件の両方を担当している裁判官。なお, 東京及び大阪の各簡易裁判所は民事訴訟事件担当裁判官及び調停事件担当裁判官 1 人ずつ。)
(2) 2 日目 (4 の(2)及び(3)) について, 各地方裁判所 (東京, 大阪, 名古屋, 福岡及び札幌を除く。) の民事首席書記官又は民事次席書記官のいずれか 1 人

(3) 2日目(4の(2)及び(3))について、東京簡易裁判所の民事首席書記官並びに大阪、名古屋、福岡及び札幌各簡易裁判所の首席書記官

6 オブザーバー 2日目(4の(2)及び(3))について、開催地の地方裁判所の民事事件担当裁判官1人

(参考)

過去の簡易裁判所民事事件担当裁判官等協議会協議事項

(平成25年度及び平成27年度は簡易裁判所民事事件担当裁判官等事務打合せ)

平成25年度

- (1) 増加する交通損害賠償事件をより合理的に処理するために、訴訟運営上考慮し、庁として取り組むべき事項
- (2) 民事調停が紛争解決の手段として十分に活用されるよう、その機能を強化するための具体的課題及び庁として取り組むべき事項
- (3) 裁判所に持ち込まれる紛争が裁判所全体として効率的に解決されるために考慮すべき事項

平成26年度

- (1) 民事調停が紛争解決の手段として十分に活用されるよう、その機能を強化するために庁として取り組むべき事項
- (2) 増加する交通損害賠償事件をより合理的に処理するために、訴訟運営上考慮し、庁として取り組むべき事項
- (3) 民事裁判の紛争解決機能を全体として高めるために、簡易裁判所が地方裁判所と連携し、役割分担を視野に入れつつ庁として取り組むべき事項

平成27年度

簡易裁判所の民事事件における地方裁判所との連携の在り方と役割分担について

(別紙第 5)

事務総局会議資料
(9 月 6 日開催)

(資料)

(平成 2 8 . 9 . 6 民二印)

民事事件担当裁判官協議会の開催について

- 1 主催 (1) 東京, 仙台各高等裁判所
(2) 大阪, 高松各高等裁判所
(3) 名古屋, 札幌各高等裁判所
(4) 広島, 福岡各高等裁判所
- 2 期日 平成 2 8 年 1 2 月から平成 2 9 年 1 月までの間の 1 日
なお, 4 (3) については, 簡易裁判所民事事件担当裁判官等協議会と
合同開催とする。
- 3 場所 1 の(1)については, 東京高等裁判所
1 の(2)については, 大阪高等裁判所
1 の(3)については, 名古屋高等裁判所
1 の(4)については, 広島高等裁判所
- 4 協議事項 (1) 審理判断の状況等を客観的に把握して裁判の質を高める方策
(2) 争点整理において裁判所が果たすべき役割とそれに見合った審
理の在り方
(3) 民事裁判の紛争解決機能を全体として高めるための地方裁判所
と簡易裁判所の役割分担と連携の在り方
- 5 出席者 各地方裁判所の民事事件を担当する部総括裁判官又は右陪席裁判官
1 人 (なお, 東京及び大阪の各地方裁判所は部総括裁判官及び右陪
席裁判官各 1 人)

(参考)

過去の民事事件担当裁判官協議会等の協議事項

平成25年度 民事事件担当裁判官協議会

- (1) 争点中心の審理運営を再確認し、各庁における弁護士の訴訟活動の変化を踏まえた運営改善を進めるための方策
- (2) 複雑困難訴訟において質の高い判断を確保するために、審理運営上工夫すべき事項及びその実践に向けた方策
- (3) 上記(1)及び(2)の課題に部全体として対応するために、部の多元的な機能の活性化に向けて取り組むべき事項

平成26年度 民事事件担当裁判官協議会

判断及び審理運営の質を高めるために、部及び庁として取り組むべき課題

平成27年度 民事事件担当裁判官事務打合せ

- (1) 右陪席裁判官から見た部の機能の活性化
- (2) 争点整理の在り方

民事事件担当裁判官協議会

- (1) 部総括裁判官から見た部の機能の活性化
- (2) 争点整理の在り方

平成28年度 民事事件担当裁判官協議会（7月7日実施）

- (1) 審理判断の状況等を客観的に把握して裁判の質を高める方策
- (2) 争点整理において裁判所が果たすべき役割とそれに見合った審理の在り方

(別紙第 6)

事務総局会議資料
(9 月 6 日開催)

(平成 2 8 . 9 . 6 刑事局)

性犯罪の罰則の改正について

<配付資料目録>

要綱 (骨子)

要綱（骨子）

第一 強姦^{かん}の罪（刑法第一百七十七条）の改正

十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いて性交、肛門性交又は口腔性交（以下「性交等」という。）をした者は、五年以上の有期懲役に処するものとする。十三歳未満の者に対し、性交等をした者も、同様とすること。

第二 準強姦の罪（刑法第一百七十八条第二項）の改正

人の心神喪失若しくは抗拒不能に乘じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、性交等をした者は、第一の例によるものとする。

第三 監護者であることによる影響力があることに乗じたわいせつな行為又は性交等に係る罪の新設

一 十八歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じてわいせつな行為をした者は、刑法第一百七十六条の例によるものとする。

二 十八歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じて性交等をした者は、第一の例によるものとする。

三 一及び二の未遂は、罰するものとする。

第四 強姦の罪等の非親告罪化

一 刑法第百八十条を削除するものとする。

二 刑法第二百二十九条を次のように改めるものとする。

第二百二十四条の罪及びこの罪を幫助する目的で犯した第二百二十七条第一項の罪並びにこれらの罪の未遂罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

三 一及び二の適用範囲

一及び二に係る規定（以下「改正規定」という。）により非親告罪化がされる罪であつて、改正規定の施行前に犯したもののについては、改正規定の施行の際既に法律上告訴がされることがなくなつてゐるものを除き、改正規定の施行後は、告訴がなくても公訴を提起することができるものとする。

第五 集団強姦等の罪及び同罪に係る強姦等致死傷の罪（刑法第百七十八条の二及び第百八十一条第三項）の廃止

刑法第百七十八条の二及び第百八十一条第三項を削るものとする。

第六 強制わいせつ等致死傷及び強姦等致死傷の各罪（刑法第八十一条第一項及び第二項）の改正

一 刑法第七十六条若しくは第七十八条第一項若しくは第三の一の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、無期又は三年以上の懲役に処するものとする。

二 第一、第二若しくは第三の二の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、無期又は六年以上の懲役に処するものとする。

第七 強盗強姦及び同致死の罪（刑法第二百四十一条）並びに強盗強姦未遂罪（刑法第二百四十三条）の改正

正

一次の1に掲げる罪又は次の2に掲げる罪の一方を犯した際に他の一方をも犯した者は、無期又は七年以上の懲役に処するものとする。ただし、いずれの罪も未遂罪であるときは、その刑を減輕することが出来るものとする。

1 第一若しくは第二の罪若しくはこれらの罪の未遂罪又は第六の二の罪（第三の二の罪に係るものを除き、人を負傷させた場合に限る。）

2 刑法第二百三十六條、第二百三十八條若しくは第二百三十九條の罪若しくはこれらの罪の未遂罪又

は同法第二百四十条の罪（人を負傷させた場合に限る。）

二 一ただし書の場合において、自己の意思によりいずれかの犯罪を中止したときは、その刑を減輕し、又は免除するものとする。

三 一の1に掲げる罪又は一の2に掲げる罪の一方を犯した際に他の一方をも犯し、いずれかの罪に当たる行為により人を死亡させた者は、死刑又は無期懲役に処するものとする。

(別紙第 7)

事務総局会議資料
(9 月 6 日開催)

(平成 28. 9. 6 家一印)

配布資料目録

- 1 少年審判規則の一部を改正する規則
- 2 少年審判規則の一部を改正する規則の制定理由
- 3 少年審判規則の一部を改正する法律新旧対照条文

理 由

少年審判手続の適正化を図るため、付添人（少年法第六条の三の規定により選任された者を除く。）による保護事件の記録等の閲覧に関する措置等の制度を創設するとともに、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十四号）の一部の施行に伴い、観護の措置が勾留とみなされる場合の教示に関する規定の整備等をする必要がある。これが、この規則を制定する理由である。

少年審判規則の一部を改正する規則新旧対照条文案

少年審判規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十三号）

（傍線の部分は改正部分）

新

旧

（記録、証拠物の閲覧、謄写）

（記録、証拠物の閲覧、謄写）

第七条（略）

第七条（同上）

2（略）

2（同上）

3 裁判所は、保護事件の記録又は証拠物に、閲覧

（新設）

させることにより人の身体若しくは財産に害を加え若しくは人を畏怖させ若しくは困惑させる行為又は人の名誉若しくは社会生活の平穩を著しく害

する行為がなされるおそれがある事項が記載され又は記録されている部分があると認めるときは、付添人と少年との関係その他の事情を考慮し、付添人が前項の規定により当該記録又は証拠物を閲覧するに当たり、付添人に対し、当該事項であつて裁判所が指定するものについて、少年若しくは保護者に知らせてはならない旨の条件を付し、又は少年若しくは保護者に知らせる時期若しくは方法を指定することができ。ただし、付添人による審判の準備その他の審判の準備の上での支障を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

4 裁判所は、前項本文の場合において、同項本文の規定による措置によつては同項本文に規定する

(新設)

行為を防止できないおそれがあると認めるときは、付添人による審判の準備その他の審判の準備の上での支障を生ずるおそれがあるときを除き、付添人が第二項の規定により当該記録又は証拠物を閲覧するについて、これらのうち前項本文に規定する部分であつて裁判所が指定するものの閲覧を禁ずることができる。この場合において、閲覧を禁じた部分にその人の氏名又は住居が記載され又は記録されている場合であつて、付添人の請求があるときは、付添人に対し、氏名にあつてはこれに代わる呼称を、住居にあつてはこれに代わる連絡先を知らせなければならぬ。

5| 裁判所は、前二項の規定による措置をとるには、

(新設)

あらかじめ、付添人の意見を聴かなければならない。

6| 裁判所は、第三項又は第四項の規定による措置をとるときは、付添人にその旨を通知しなければならない。この通知をするには、第三項の規定による措置にあつては裁判所が指定する事項を、第四項の規定による措置にあつては裁判所が指定する部分を特定してこれをしなければならない。

7| 裁判所は、第三項の規定により付した条件に付添人が違反したとき、又は同項の規定による時期若しくは方法の指定に付添人が従わなかつたときは、弁護士である付添人については当該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、

(新設)

(新設)

適当な処置をとるべきことを請求することができ
る。

8| 前項の規定による請求を受けた者は、そのとつ
た処置をその請求をした裁判所に通知しなければ
ならない。

(観護の措置が勾留とみなされる場合の告知等・
法第四十五条第四号等)

第二十四条の二 (略)

2| 前項の規定により弁護士を選任することができ
る旨を告げるに当たっては、本人は弁護士、弁護
士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申
し出ることができる旨及びその申出先を教示しな
ければならない。

(新設)

(観護の措置が勾留とみなされる場合の告知等・

法第四十五条第四号等)

第二十四条の二 (同上)

(新設)

3| 第一項の裁判長は、刑事訴訟法第三十七条の二
第一項に規定する事件について本人に弁護人を選
任することができる旨を告げる際に、本人に対し、
貧困その他の事由により自ら弁護人を選任するこ
とができないときは弁護人の選任を請求すること
ができる旨を告げなければならない。この場合に
おいては、同法第二百七条第四項の規定を準用す
る。

4| 前三項の規定により告知及び教示をする場合に
は、裁判所書記官が立ち会い、調書を作成する。

2| 前項の裁判長は、刑事訴訟法第三十七条の二第
一項に規定する事件について本人に弁護人を選任
することができる旨を告げる際に、本人に対し、
貧困その他の事由により自ら弁護人を選任するこ
とができないときは弁護人の選任を請求すること
ができる旨を告げなければならない。この場合に
おいては、同法第二百七条第三項の規定を準用す
る。

3| 前二項の規定により告知をする場合には、裁判
所書記官が立ち会い、調書を作成する。

事務総局会議（第27回）議事録

日時	平成28年9月13日（火）午前10時00分～午前11時40分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長，中村総務局長，堀田人事局長，笠井経理局長，平田民事局長兼行政局長，平木刑事局長，村田家庭局長，氏本秘書課長兼広報課長，安東情報政策課長，門田審議官
議事	1 平成28年度外国出張計画について 氏本秘書課長説明（別紙第1） 2 平成28年度高等裁判所首席書記官事務打合せの開催について 中村総務局長説明（別紙第2） 3 平成28年度総務課長等協議会の開催について 中村総務局長説明（別紙第3）
結果	◎ 了承 1, 2, 3
秘書課長 氏本 厚 司	

(別紙第 1)

事務総局会議資料

(9 月 13 日開催)

(平成 28. 9. 13 秘書渉外二印)

平成 2 8 年度外国出張計画

出張

裁判官司法事情研究

裁判官研修の実情調査 (米国, 約 1 0 日間) 【司法研修所】

裁判官 2 名

(平成 2 8 . 9 . 1 3 総三印)

高等裁判所首席書記官事務打合せの開催について

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成 2 8 年 1 1 月 1 0 日 (木)
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 書記官事務の整理の取組に関する今後の後押しの在り方について
(2) 適正な事務を確保するための規範の確認とその共有状況の確保の在り方について
- 5 出席者 各高等裁判所の民事首席書記官及び刑事首席書記官

合計 1 6 人

(別紙第 3)

事務総局会議資料
(9月13日開催)

事務総局会議配布資料
(平成28.9.13総一印)

平成28年度総務課長等協議会の開催について

1 主催

各高等裁判所（2つの高等裁判所を1ブロック（東京高等裁判所及び札幌高等裁判所，大阪高等裁判所及び福岡高等裁判所，名古屋高等裁判所及び仙台高等裁判所，広島高等裁判所及び高松高等裁判所）として共同開催。）

2 期日

平成28年12月1日（木）から平成29年1月31日（火）までの間の半日を選定する。

3 場所

東京高等裁判所，大阪高等裁判所，仙台高等裁判所及び高松高等裁判所

4 協議事項

- (1) 広報について
- (2) 危機管理について
- (3) 職員の育成について

5 協議員

- (1) 各高等裁判所の総務課長及び総務課課長補佐
- (2) 各地方裁判所及び各家庭裁判所の総務課長（小規模庁等で地家裁のいずれか一方の総務課長を総務担当課長とする庁については，各高等裁判所の判断により，同課長のみを協議員とすることも可とする。）

(参考)

過去3年間の広報担当者協議会協議事項

平成25年度

- (1) 裁判員裁判に関する報道対応について
- (2) 適時、適切な報道対応を行う上での留意事項について
- (3) 報道機関や一般国民に対し、迅速かつ適切な情報提供を図り、充実した広報活動を展開する上で考慮すべき事項

平成26年度

- (1) 適時、適切な報道対応を行う上での留意事項について
- (2) 報道機関や一般国民に対し、迅速かつ適切な情報提供を図り、充実した広報活動を展開する上で考慮すべき事項
- (3) 家庭裁判所における報道対応及び一般広報について

平成27年度

- (1) 報道機関や一般国民に対し、迅速かつ適切な情報提供を図り、充実した広報活動を展開する上で考慮すべき事項について
- (2) 適時、適切な報道対応を行う上での留意事項等について
- (3) 家庭裁判所における報道対応について